

令和2年度 横浜市要介護認定業務委託
【質問と回答】

令和2年4月21日

該当箇所	No	質問内容	回答
提案書作成要領	1 質問書	1 回答は4/21（火）でしょうか。未定の場合、ホームページに記載された際こちらから適宜サイトへのアクセスをすればよろしいですか。	回答は4/21（火）を予定しています。掲載次第、担当者よりご連絡致します。
	5 提案書の内容	2 提案書は所定の様式に収まる範囲でと記載がありますが、おおよそのページ数の指定はありますか。	ページ数の指定はありません。ただし、プロポーザルの発表時間は15分程度を予定していますので、時間内に収まるように提案書を作成いただきますようお願いいたします。
		3 提案書はホチキス止めでよろしいですか。ホチキスは左上1か所・左側2か所等の指定はありますか。	可とします。なお、位置等の指定はございません。
		4 様式内において、提案内容をよりいっそうご理解戴くために、図表の挿入は可能ですか。	可とします。
		5 新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言を踏まえて今回の事業における基本的な方針があればお聞かせ願います。参照資料でも構いません。	新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言を踏まえた基本的な方針は、特にございません。
	7 提案書の提出	6 11部提出ですが、提案書の表紙はすべて朱印での提出でしょうか。	正本1部を作成いただき、残り10部は副本で可とします。
		7 認定調査票・主治医意見の内容点検業務実績（要領-4）について、予め別添（補足）資料を付加することは宜しいですか。	可能な限り、様式内に収めていただくようお願いいたします。
業務説明資料	5 期待する効果	8 現在、認定調査票・主治医意見書の内容点検業務にかかる所要日数はどのくらいでしょうか。	現状で統計データはございません。区の報告によると、区ごとのばらつきはありますが、4日～9日程度の日数を要しています（土日含む）。
	6(4)新受託者への引継ぎ	9 新受託者の業務の引継ぎはいつ頃から開始されますか。	翌年度の受託者の選定は、前年度に受託者を決定します。原則、引き継ぎ期間は契約期間内で行うことを想定しています。
		10 賃借料は委託料に含まれると記載がありますが、概算業務価格のなかに含まれると理解すればよろしいですか。	お見込みのとおりです。
10 その他	11 賃借料の支払いは何月から発生しますか。月払いでしょうか。受託者から直接振り込みですか。	令和2年度については、11月より5月間の支払いを想定しています。支払い方法については、受託者から振り込んでいただくことを想定しています。契約決定後、賃借人と調整の上、決定します。	
別紙1 センターの要件	2 センター設置場所	12 設置場所の変更はありませんか。	記載のとおり、引き続きJR関内、桜木町駅周辺を想定しています。
	4 貸与する備品	13 電話機・電話回線問合せの電話は申請者（市民）から受けることはありますか。区役所・訪問調査事業所を想定しています。	お見込みのとおり、各区福祉保健センター、要介護認定訪問調査実施事業所のみとなります。申請者（市民）からの問合せは想定していません。
	5 システムの利用環境	14 訪問調査票・主治医意見書はシステムから印字できますか。主治医意見書の独自フォームも一括で印字が可能でしょうか。	提出いただいた様式に関わらず、審査会資料の形式で被保険者ごとに印字が可能です。
	7 市役所・各区役所とセンター間の庁内メールについて	15 「市役所・各区役所とセンター間の書類等の集配方法については、契約時に定める。」とありますが、市役所・各区役所とセンター間でやり取りが発生する書類等とは、どのようなものを想定されておられますでしょうか。	原則、システム上でのやり取りを想定しています。
	8 郵便物等の受け取りと発送について	16 「郵便物等の受け取りおよび発送の方法については、契約時に定める。」とありますが、想定される郵便物等とはどのような書類が想定されますでしょうか。また、郵便料は委託者の負担という認識でよろしいでしょうか。	原則、現状でも、訪問調査員との確認は電話による確認となっていることや調査票の再提出先は区役所を想定していることから、センターでの郵便物の発送・收受の想定は今のところありません。
	9 介護認定の処理件数	17 56,000件の想定される月次の内訳を教えてください。	本市全体で11月、12月及び2月が10,000件程度、1月及び3月が13,000件程度を想定していますが、新型コロナウイルスによる影響により増減する可能性もあります。ただし、従事者の研修などの引継ぎ期間は、円滑な移行を担保するため、認定事務センターでの処理件数は別途、協議とします。
	【職務定義】 総括責任者・副総括責任者の資格要件・業務経験	18 「本委託業務と類似業務において、現場責任者等管理・監督業務の経験を有すること。」とありますが、類似業務とは地方自治体が行う要介護認定に際し、認定調査票および主治医意見書の内容点検業務を指すとの認識でよろしいでしょうか。	事務センターにおける内容点検業務に限らず、その他の分野での事務センターでの現場責任者等業務経験を含みます。
	【職務定義】 業務従事者の資格要件・業務経験 ウ（ア）	19 「保健医療・福祉分野の実務経験が概ね3年以上の者」とは、介護保険に係る事務業務の実務経験も含みますでしょうか。また、具体的にどういった経験を指すのかご教示ください。	お見込みのとおり、介護保険に係る事務業務の実務経験も含みます。具体的には、市町村介護保険認定担当部署の職員（事務嘱託等含む）等を想定しています。

別紙2 要介護認定事務詳細説明書	1 センターが担う業務の範囲	20	内容確認の流れは月次の場合、どのようなスケジュールで行われますか。	月単位での業務は想定しておらず、日単位で各資料を別紙2図表の流れで行って頂きます。
	2 業務手順 (1)対象者の確認	21	初年度は区役所を限定されますか。それとも全18区から届きますか。 対象者は新規・更新・区分変更等 混在していますか。 至急対応者も含まれますか。	全市一律に開始します。 対象者については、委託件数の目安等を踏まえ、本市と協議の上定めます。 至急の対応が必要な場合、原則区役所にて対応することを想定しています。
		22	センターと関わる各区役所の担当者は何名位いらっしゃいますか。	各区に2名から6名の正規事務職員が配置されています。また、原則システム上での連絡のみを想定しています。
		23	申請日からセンターで書類が確認されるまではどのくらいの期間を要しますか。 2点がそろったことはシステム上で対象者のリスト等が出てわかるようになっていきますか。	書類は認定調査票と主治医意見書の2点が揃ったうえで、受託者側のシステムのリストへ反映されます。 また、2点が揃うまでに要する日数については、現状で統計データがございません。
	2 業務手順 (2)内容点検・整合性確認	24	内容点検に必要な資料は印字可能でしょうか。またはシステム画面での表示でしょうか。 また、内容点検や伝達事項の基準は合議体や区によって異なることはなく、統一されているという認識でよろしいでしょうか。	印字可能ですが、本市では、基本的に画面上での操作を想定しています。 なお、内容点検に係るマニュアル等を作成し、全市的に一律の基準で点検をしていただきます。
	2 業務手順 (2)内容点検・整合性確認 ウ	25	主治医意見書は独自フォーマットを使っている病院はどのくらいありますか。 主治医意見書のうち、何割程度が独自フォーマットを使っていますか。	独自のフォーマットを使用している医療機関は多くありますが、原則、記載項目についての大きな違いはありません。
	2 業務手順 (2)内容点検・整合性確認 エ	26	審査会の日程は各区役所で設定して頂くという理解でよいですか。 整合性を確認し書類が整ってから審査会の日程を決めるのでしょうか。 それとも審査会日程を決めてから書類の整合性の確認を行いますか。	お見込みのとおりです。内容点検が終了次第、区役所にて審査会の日程を決定することを想定しています。
	2 業務手順 (3)疑義照会	27	認定調査票・主治医意見書の不備率はどのくらいでしょうか。 主治医意見書の疑義照会は区役所経由ですが、どのくらいの期間を想定すればよろしいですか。	不備率については、現状統計データがございません。アンケートによると、不備の有無にかかわらず、照会の連絡をする割合は4～6割とのこと。 主治医意見書については、疑義照会が必要な場合、認定調査票の納品時にその旨をシステム上で区役所にご連絡いただけます。その後の主治医意見書に関する事務手続きについては、区役所で行うことを想定しています。
		28	内容点検・整合性確認の結果、疑義照会が必要な割合は現状で約何割ほどでしょうか。	区役所へのアンケートの結果、区役所によりばらつきはありますが、4～6割について電話照会をしているとのこと。
		29	主治医意見書の内容について確認が必要な事項がある場合は、センターでは医療機関への確認および修正・補記は行わず、必ず区へ連絡するとありますが、センターから区への連絡方法をご教示ください。	原則、照会のない状態で可能な限り整合性の確認をしていただき、システムを通して区役所側に戻していただく形になります。なお、システムでの認定事務センターからのコメントをもとに、区役所が疑義照会を行います。その後の主治医意見書に関する事務は区役所側で行います。
	2 業務手順 (5)システム登録	30	主治医意見書の修正・補記は区役所に対応頂き、システム上で状況を確認するという認識でよろしいですか。	概ねお見込みのとおりです。ただし、No.27の回答のとおり、認定事務センターからの主治医意見書の疑義照会が必要というご意見を踏まえ、その後の主治医意見書の事務手続きは区役所で行います。
		31	「修正・補記後の認定調査票をシステムに登録する。」とありますが、修正・補記の手順をご教示ください。	システムを通して、画面上で調査票・主治医意見書を並列に表示し、コメント追記や取消二重線などのツールを用いての作業を想定しています。また、修正作業完了確認は、責任者が確認し承認することで区側に返送されます。
2 業務手順 (6)連絡票の記載・登録	32	各区役所にてやりとりする職員の方は特定されますか。	必要に応じて、予め区側の担当者を絞るといったことは可能です。	